

旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令案等について

1. 背景

(貸切バスの安全性向上に向けた対策関係)

国土交通省自動車局においては、令和 4 年 10 月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた対策を検討してきたところである。

今般、貸切バスの安全対策を強化するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）、旅客自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示（平成 22 年国土交通省告示第 484 号。以下「アルコール告示」という。）及び旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第 1089 号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について（以下「報告事項通達」という。）の関連規定について、所要の改正を行うとともに、新規に一般貸切旅客自動車運送事業者が使用すべき運行記録計を定める告示（以下「運行記録計告示」という。）を制定する。

(適性診断関係)

旅客/貨物自動車運送事業者は、特定の運転者に対して国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受診させなければならないこととされており、その実施に際し、適性診断の実施者は、診断結果に基づき運転者への指導及び助言を行うカウンセラーとして告示で定める資格を有する者を選任することが義務付けられている。

今般、国家資格として公認心理師が設定されたことを踏まえ、運輸規則、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「輸送安全規則」という。）、旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領（平成 24 年国土交通省告示第 456 号。以下「旅客実施要領」という。）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領（平成 24 年国土交通省告示第 457 号。以下「貨物実施要領」という。）の関連規定について、所要の改正を行う。

2. 概要

(貸切バスの安全性向上に向けた対策関係)

(1) 輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等（運輸規則第 7 条の 2、第 24 条、第 25 条、第 26 条及び第 28 条の 2 関係）

一般貸切旅客自動車運送事業者には、運送引受書、手数料等の額を記載した書類、点呼の記録、業務記録、運行記録計による記録及び運行指示書について 1 年間の保存義務があるところ、当該保存期間を 3 年間に延長する。また、点呼の記録については電磁的方法による記録を義務付ける。

(2) 動画による点呼記録の保存の義務付け（運輸規則第 24 条関係）

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、動画による点呼記録の 3 か月間の保存を義務付ける。

(3) デジタル式運行記録計の装着義務付け（運輸規則第 26 条及び運行記録計告示の制定関係）

一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行距離等を運行記録計により記録し、当該記録を保存しなければならないところ、これを道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添 89「運行記録計の技術基準」第Ⅱ編又は第Ⅲ編の規定によるデジタル式運行記録計により記録及び保存することを義務付ける。

(4) アルコール検知器の性能要件の強化（アルコール告示関係）

一般貸切旅客自動車運送事業者が運転者への点呼時に用いるアルコール検知器の性能要件として「運転者がアルコール検知器を使用した際の画像記録を保存する機能」を追加するほか、所要の規定の整備を行う。

(5) 安全取組の公表内容の拡充（報告事項通達別紙関係）

一般貸切旅客自動車運送事業者が、インターネット等で公表する必要がある安全取組の内容として、運転者に対して行う安全運転の実技指導を追加する。

(適性診断関係)

(6) 国土交通大臣が認定等を実施した適性診断及び講習の公表方法の変更（運輸規則第 41 条の 11 及び輸送安全規則第 12 条の 11 関係）

国土交通大臣は、運転者に対する適性診断及び運行管理者に対する講習について、適性診断を実施しようとする者の認定等を行った場合、官報により告示しなければならないところ、その公表方法をインターネット等によるものに変更するほか、所要の規定の整備を行う。

(7) 適性診断におけるカウンセラー資格要件の追加（旅客実施要領・貨物実施要領第 6 条及び別表第 3 関係）

適性診断における運転者への指導及び助言を行うカウンセラーの資格要件に、公認心理師を追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 5 年 10 月

施 行：公布日 【2. (6) 及び (7)】

令和 6 年 4 月 【2. (1)、(2)、(3)（新車として購入し、令和 6 年 4 月以降に、新規登録を受ける車両に限る）、(4) 及び (5)】

令和 7 年 4 月 【2. (3)（その他の車両）】